

高知県シェアオフィス認定制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金交付要綱における県によるシェアオフィスの認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 第1条の認定を受けようとする事業者は、「高知県シェアオフィス認定申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付し、知事に申請するものとする。

(認定基準)

第3条 知事は、要件等チェックリストに規定する要件を満たすシェアオフィスを「県認定シェアオフィス」として認定するものとする。

(認定)

第4条 知事は、前条による審査を経て、県認定シェアオフィスとして認定したときは、「高知県シェアオフィス認定通知書」(様式第4号)により通知するものとする。ただし、「高知県中山間地域等シェアオフィス推進事業における実施市町村事業計画認定要領」により認定された事業計画に基づくシェアオフィス、シェアオフィス等環境整備事業費補助金を活用して環境整備を行ったシェアオフィス及び高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金を活用して環境整備を行ったシェアオフィスについては第2条による申請及び前条による審査を経ずに認定するものとし、本条による通知を省略する。

(広報)

第5条 知事は、県認定シェアオフィスに関する情報について、県「シェアオフィスポータルサイト」及び産業デジタル化推進課のホームページで周知を図ることとする。

(認定の取消し)

第6条 知事は、県認定シェアオフィスが第3条に定める要件を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他県認定シェアオフィスとして適当でないときと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により認定の取消しをするときは、「高知県シェアオフィス認定取消通知書」(様式第5号)により通知するものとする。

(所掌)

第7条 この要領に関する事務は、商工労働部産業デジタル化推進課において所掌する。

(附則)

この要領は、令和3年6月21日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年6月14日から施行し、平成25年8月9日から適用する。

別表第1（第3条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。